

個人番号（マイナンバー）収集業務 Q&A

【全般・目的】

問1	なぜこのような文書・協力依頼を送付するのでしょうか
問2	マイナンバーの提出を求める行為はどのような権限に基づいて行っているのでしょうか
問3	なぜマイナンバーが未登録となっているのでしょうか
問4	マイナンバーは、必ず提出しなければならないのでしょうか。また、マイナンバーの回答を拒否することもできるのでしょうか（罰則はあるのでしょうか）
問5	マイナンバー登録申出書を提出しなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか
問6	マイナンバーを提出すればマイナンバーカードが健康保険証として利用できるのでしょうか
問7	マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットはあるのでしょうか
問8	マイナンバーを提出して、情報が漏洩する心配はないのでしょうか

【実施方法】

問9	提出期限に間に合わない場合はどうしたらよいのでしょうか
問10	記載されている対象者がすでに退職している場合は提出不要でしょうか
問11	従業員が遠方により、提出期限までに一部対象者の確認ができません。確認ができた分だけを先に提出をしてよいのでしょうか
問12	別の申請書類も同封して提出してよいのでしょうか
問13	記載されている氏名（または生年月日）が相違していますが、どのようにすればよいでしょうか
問14	海外居住者でありマイナンバーを持っていない従業員がいますが、どうすればよいのでしょうか
問15	対象者が住民登録をしておらず、マイナンバーを持っていませんが、どうすればよいでしょうか
問16	新たにマイナンバーを確認する必要がありますが、その際の利用目的の通知は、どのようにしたらよいでしょうか
問17	本人確認書類等は、何を提出したらよいでしょうか
問18	日本年金機構からもマイナンバー収集に関する送付物が届きました。どちらかに提出すればよいのでしょうか
問19	日本語を読めない従業員が多数おり、記入方法の説明に時間がかかります。どうしたらよろしいでしょうか

【提出方法】

問 20	マイナンバー登録申出書はどこに提出するのでしょうか
問 21	マイナンバー登録申出書を紛失してしまったが、協会けんぽへの提出はどのように行えばよいのでしょうか

【全般・目的】

問1 なぜこのような文書・協力依頼を送付するのでしょうか

(答)

2024年12月2日より、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みとなっています。マイナンバー情報と医療保険の資格情報とが紐づいていない状態を解消し、マイナンバーカードが健康保険証としての利用を確実にできるようにすることを目的に送付しています。

問2 マイナンバーの提出を求める行為はどのような権限に基づいて行っているのでしょうか

(答)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）第14条及び健康保険法第197条に基づき、協会はマイナンバーを業務に活用する者として、マイナンバーの提出を求めることができることとされています。

【参考】

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。）の提供を求めることができる。

- 健康保険法（大正11年法律第70号）

（報告等）

第百九十七条 保険者（厚生労働大臣が行う第五条第二項及び第百二十三条第二項に規定する業務に関しては、厚生労働大臣。次項において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する事業主に、第四十八条に規定する事項以外の事項に關し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

2 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

○健康保険法施行規則（大正 15 年省令第 36 号）

（被保険者の資格取得の届出）

第二十四条 法第四十八条の規定による被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条、第二十九条、第三十五条の二から第三十六条の二まで及び第四十二条において同じ。）の資格の取得に関する届出は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三号又は様式第三号の二による健康保険被保険者資格取得届を機構又は健康保険組合（第十一号において「保険者等」という。）（様式第三号の二によるものである場合にあっては、機構）に提出することによって行うものとする。

（中略）

五 被保険者の個人番号（協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときであって、当該被保険者が基礎年金番号を有する者にあっては、個人番号又は基礎年金番号。第五項において同じ。）

（以下略）

2～4 （略）

5 事業主は、第一項の届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は同項各号に係る事実を確認することができる。

（被扶養者の届出）

第三十八条 被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。

一 被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日、個人番号（個人番号を有する者に限る。）及び被保険者との続柄

（以下略）

2～5 （略）

問3 なぜマイナンバーが未登録となっているのでしょうか

(答)

医療保険の資格情報にマイナンバーが紐付いていないケースとして、主に以下の3つが考えられます。

- ① 就職や転職による健康保険の資格取得時又は被扶養者認定時にマイナンバーの提出がなく、かつ、保険者において届書に記載された情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）をもとに地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への情報確認照会を行っても不一致項目があったためにマイナンバーの取得ができなかった場合
- ② 就職や転職により健康保険への加入資格を取得し、事業主からの届出やオンライン資格確認等システムへのデータ登録の手続き中である場合
- ③ 協会けんぽの加入者であるが海外に在住している場合（海外駐在員等）や、入国直後のためにマイナンバーがそもそも付番されていない場合

問4 マイナンバーは、必ず提出しなければならないのでしょうか。また、マイナンバーの回答を拒否することもできるのでしょうか（罰則はあるのでしょうか）

(答)

マイナンバーの回答拒否による罰則はありませんが、その場合、対象者のマイナンバーが確認できず、マイナンバーカードによる医療機関等の受診ができません。

なお、マイナンバーの迅速かつ正確なデータ登録を確保するため、法令において、被保険者（従業員）は資格取得届出等にマイナンバーの提出義務が課されており、また、事業主は被保険者に対し、マイナンバーの提出を求めることができますと規定されています。

事業の趣旨をご理解の上、何卒、ご協力を願いいたします。

問5 マイナンバー登録申出書を提出しなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか

(答)

マイナンバーカードによる医療機関等の受診や限度額適用認定証などの発行省略等ができず、代わりに資格確認書の発行を受ける必要があります。マイナポータルを活用した医療費情報の閲覧等のサービスの利用もできません。

加えて、令和8年1月から利用開始となる、協会けんぽご加入者の各種お手続きにかかる電子申請についても利用ができません。

ぜひともご提出をお願いします。

問6 マイナンバーを提出すれば、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるのでしょうか

(答)

マイナンバーをご提出いただいたのみでは、マイナンバーカードによる医療機関等の受診はできません。マイナンバーカードの健康保険証利用登録の手続きがお済みでない場合には、別途、利用登録手続きを行っていただく必要があります。

健康保険証利用登録については、医療機関等を受診する際に顔認証付きカードリーダーの画面で利用登録ができます。また、ご自身のスマートフォンなどを使用したマイナポータルアプリやセブン銀行のATMからも利用登録が可能です。

なお、健康保険証利用登録手続きを行っているかどうかは、マイナポータルから確認することができます。

問7 マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットはあるのでしょうか

(答)

マイナンバーカードを利用して医療機関等を受診した際、薬の処方履歴や過去の健診情報等の提供に同意すると、処方された薬剤や特定健診の結果を医師・薬剤師等と共有でき、多くの情報に基づいた総合的な診断や重複投薬を回避した処方を受けることができます。

また、医療機関等で高額な医療費が発生する場合でも、限度額適用認定証の提出をすることなく、医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができます。(従来は、一時的に支払いをした後に還付を受けるか、事前に限度額適用認定証を申請する必要がありました。)

就職や転職により、加入する医療保険が変わっても、健康保険証としてずっと使うことができます。このほか、マイナポータルにおいて、医療費通知情報を入手でき、医療費控除の申告が簡単にできるなどのメリットがあります。

問8 マイナンバーを提出して、情報が漏洩する心配はないのでしょうか

(答)

当協会では、個人情報を守るため、個人情報をインターネットから完全に分離された領域で管理・運用する等のシステム面の対策や、職員の教育研修・文書管理の徹底等を図ることで、高いレベルのセキュリティ体制を確立しています。

お客様のマイナンバーについては、マイナンバー法に定められた健康保険の業務範囲内のみで利用するとともに、適切な保管・管理に万全を期してまいります。

【実施方法】

問9 提出期限に間に合わない場合はどうしたらよいのでしょうか

(答)

できる限り提出期限内の回答へのご協力をお願いしますが、提出期限後にご提出いただいた場合でも登録を行いますので、ご提出をお願いします。

問10 記載されている対象者がすでに退職している場合は提出不要でしょうか

(答)

発送日より約1か月半前時点の加入者情報に基づき、作成しています。退職者の方につきましては、ご提出いただく必要はございません。

問11 従業員が遠方におり、提出期限までに一部対象者の確認ができません。確認ができた分だけ先に提出をしてもよいのでしょうか

(答)

確認できた分だけ先に提出いただき、後日、追加分をご提出ください。

問12 別の申請書類も同封して提出してよいのでしょうか

(答)

今回の事業で提出いただく書類はマイナンバー登録申出書のみ（個人番号確認書類及び身元確認書類含む）とさせていただいている。他の申請書類は同封しないようお願いします。

問 13 記載されている氏名（または生年月日）が相違していますが、どのようにすればよいでしょうか

（答）

記載されているマイナンバー提出対象者の被保険者が一般被保険者であるか、任意継続被保険者であるかの確認を行ったうえで、以下のとおり対応してください。

（※）発送日より約1か月半前時点の情報で作成されているため、すでに氏名変更届等を提出済みであるにも関わらずリストに反映されていない場合は、再度提出していただく必要はございません。届出の処理状況については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

○一般被保険者・被扶養者に係る個人番号の提出対象者の場合

事業所を通じ、年金事務所に対して訂正の手続きが必要となります。手続きの詳細については、事業所を管轄する年金事務所へお問い合わせ願います。

○任意継続被保険者・被扶養者に係る個人番号の提出対象者の場合

任意継続被保険者が加入する協会けんぽ都道府県支部に対して「任意継続被保険者 氏名 生年月日 性別 住所 電話番号変更（訂正）届」（被扶養者の場合は「任意継続被扶養者変更（訂正）届」）を提出することになります。詳細については、加入する協会けんぽ都道府県支部へお問い合わせ願います。

誤っていた項目（氏名、性別、生年月日）の訂正がされない状態でマイナンバーが提出されても、マイナンバーカードによる医療機関等の受診や、マイナポータルを活用した診療実績・健診情報・薬剤情報の閲覧をすることができない場合があります。そのため、今回送付したマイナンバー登録申出書の提出のほか、上記のとおり、氏名等の訂正手続き書類の提出をお願いします。

問 14 海外居住者でありマイナンバーを持っていない従業員がいますが、どうすればよいのでしょうか

（答）

日本国内に住民票がなく、マイナンバー制度の対象外となる場合は、ご提出いただく必要はございません。

問 15 対象者が住民登録をしておらず、マイナンバーを持っていませんが、どうすればよいのでしょうか

(答)

住民基本台帳法において、転入等を行った者は、14 日以内に氏名・住所等を市区町村長に届け出なければならないこととされており、日本に居住している場合（短期在留外国人を除く。）は、住民登録を行う必要があります。お住まいの市区町村役場にて住民登録を行ったうえで、マイナンバーの回答を行っていただくようお願いします。

問 16 新たにマイナンバーを確認する必要がありますが、その際の利用目的の通知は、どのようにしたらよいのでしょうか

(答)

口頭や社内メール等により、利用目的をマイナンバー登録申出書に記載された対象者に通知、又は公表することが必要です。

マイナンバー提出対象者が被保険者の場合は、事業主から被保険者に利用目的の通知を、対象者が被扶養者の場合は、被保険者を通じて被扶養者に利用目的の通知を、それぞれお願いします。

問 17 対象者の本人確認書類等は、何を提出したらよいのでしょうか

(答)

本人確認については、正確性を期すために、原則として「番号確認」と「身元確認」が必要です。対象者の「番号確認書類」「身元確認書類」をマイナンバー登録申出書に貼付のうえ、協会にご提出ください。なお、対象者が未成年者等で代理人が申出をする場合、対象者の「番号確認書類」、代理人の「身元確認書類」を貼付してください。

マイナンバーカードをお持ちの場合はマイナンバーカードの両面を、マイナンバーカードをお持ちでない場合は、以下の書類をご提出ください。

○マイナンバーカードをお持ちであれば、番号確認及び身元確認の両方を同時に行えます。

マイナンバーカードの個人番号の記載のある面および住所の記載がある面

○マイナンバーカードをお持ちでない場合は、以下の書類が必要になります。

・番号確認（以下の①、②のいずれか 1 つ）

①個人番号の記載のある住民票

②個人番号の記載のある住民票記載事項証明書

※「個人番号通知書」は番号確認書類としては使用できません。

・身元確認（以下の①～③のうち 1 つ）

① 運転免許証のコピー（顔写真のある面）

② パスポートのコピー（顔写真のある面）

③ その他官公署が発行する写真つき身分証明書のコピー

※ 身元確認において、①②③書類がない場合には、以下のうち2つ以上の書類をご提出ください。

I 公的健康保険の資格確認書のコピー

II 年金手帳のコピー

III 児童扶養手当証書のコピー

IV 公的機関から発送された書類（氏名、生年月日または住所が記載されているもの）のコピー

問 18 日本年金機構からもマイナンバー収集に関する送付物が届きました。どちらかに提出すればよいのでしょうか

(答)

協会けんぽからは、健康保険（協会けんぽ）の加入者（任意継続加入者含む。）を対象に、日本年金機構からは厚生年金保険や国民年金の加入者を対象に、マイナンバー未登録の該当者がいる場合には、それぞれマイナンバーの提出を依頼しています。

お手数をおかけいたしますが、協会けんぽ、日本年金機構それぞれにご提出いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

問 19 日本語の文書内容を理解することが難しい従業員が多数おり、記入方法の説明に時間がかかります。どうしたらよろしいでしょうか

(答)

マイナンバー登録申出書の右下にある「QR Translator」の二次元コードをお持ちのスマートフォンで読み取ると、設定言語に翻訳された内容をご覧いただけます。対応言語は英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・ビルマ語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語の計 22 言語です。

【提出方法】

問 20 マイナンバー登録申出書は、どこに提出するのでしょうか

(答)

マイナンバー登録申出書と共に同封している返信用封筒により、「全国健康保険協会（私書箱）」宛てに送付してください。私書箱の宛先は「〒100-8782 日本郵便株式会社銀座郵便局郵便私書箱第 155 号 全国健康保険協会 マイナンバーに関する確認事務局 行」です。

問 21 マイナンバー登録申出書を紛失してしまったが、協会けんぽへの提出はどのようにすればよいのでしょうか

(答)

協会けんぽのホームページに「マイナンバー新規（変更）登録申出書」を掲載しております。当該申出書に必要事項を記載し、番号確認書類及び身元確認書類を貼付（添付）のうえ、ご提出ください。申出書をダウンロードできる環境にない場合は、ご加入いただいている協会けんぽ都道府県支部までご連絡ください。